

学校法人日本医科大学公的研究費管理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本医科大学(以下「法人」という。)における公的研究費の取扱いに関して、責任体制を明確化するとともに、不正の疑いに係る通報の取扱い及び調査の方法並びに不正防止の取組み等を定め、もって公的研究費の適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理については、関係法令又はこれらに基づく特別な定めのある場合を除き、この規程を適用するものとする。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語は次の各号の定義によるものとする。

- (1) 「公的研究費」とは、文部科学省等の省庁及び当該省庁が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金並びに地方公共団体及び地方公共団体の附属試験研究機関等から配分される研究資金をいう。
- (2) 「研究者」とは、公的研究費の運営・管理に関わる研究代表者、研究分担者、研究協力者その他研究の遂行に関わる者をいう。
- (3) 「研究者等」とは、研究者及び公的研究費の運営・管理に関わる事務職員をいう。
- (4) 「不正」とは、次に掲げる不正使用及び不正受給をいう。
 - イ 不正使用 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用
 - ロ 不正受給 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)その他の法令及び法人の関係諸規程等に違反して、応募・受給資格のない者が申請を行い、研究費を受給すること。
- (5) 「資金配分機関」とは、公的研究費の配分機関をいう。

(責任と権限)

第4条 公的研究費を適正に運営・管理するために、次の各号のとおり、法人に最高管理責任者及び統括管理責任者を、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学に大学管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び事務責任者を置く。

(1) 最高管理責任者

- イ 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について法人全体を総理する立場において最終的責任を負うものとし、法人の理事長(以下「理事長」という。)をもって充てる。
- ロ 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを

実施するために必要な措置を講じるものとする。また、統括管理責任者、大学管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮するものとする。

(2) 統括管理責任者

イ 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、法人全体を統括する実質的な責任及び権限をもつものとし、理事長が公的研究費管理担当理事として指名する理事をもって充てる。

ロ 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、法人全体の不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(3) 大学管理責任者

イ 大学管理責任者は、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学における公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する責任及び権限をもつものとし、それぞれの学長をもって充てる。

ロ 大学管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、不正防止対策の基本方針及び不正防止計画に基づき、大学全体の対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。

(4) コンプライアンス推進責任者

イ コンプライアンス推進責任者は、大学管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部署等(以下「部署等」という。)における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもつものとし、それぞれの研究部長をもって充てる。

ロ コンプライアンス推進責任者は、部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を大学管理責任者に報告するものとする。

ハ コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部署等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するものとする。

ニ コンプライアンス推進責任者は、部署等において、研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

(5) 事務責任者

日本医科大学及び日本獣医生命科学大学における公的研究費の運営・管理について前二号に規定する大学管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を補佐するために事務責任者を置き、日本医科大学事務局長及び日本獣医生命科学大学事務局長をもって充てる。

2 日本医科大学及び日本獣医生命科学大学に、必要に応じて、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

コンプライアンス推進副責任者は、公的研究費の運営・管理についてコンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的な管理監督を行うものとし、学長が指名する者をも

って充てる。

- 3 最高管理責任者、統括管理責任者、大学管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、その職名を公開するものとする。
- 4 第1項各号及び第2項に定める者は、それぞれの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、処分の対象となる。

(コンプライアンス教育の実施)

第5条 大学管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、研究者等に対し、その責務の重要性を認識させ、意識の向上を図るとともに、公的研究費の不正を防止するため、必要なコンプライアンス教育を実施するものとする。

(研究者等の責務)

- 第6条 研究者等は、研究活動が社会から負託された公共的・公益的な知的生産活動であることの重要性を認識し、公的研究費の適正な運営・管理及び公正かつ効率的な使用に努めなければならない。
- 2 研究者等は、コンプライアンス教育を受講するものとする。
 - 3 研究者等は、コンプライアンス教育受講の機会等に別に定める公的研究費に関わる不正を行わない旨等を内容とする所定の誓約書を提出しなければならないが、提出がない場合は、公的研究費を申請し、又は公的研究費の運営・管理に関わるできないものとする。
 - 4 研究者等は、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学における研究活動に係る行動規範を遵守しなければならない。

(通報の受付体制)

- 第7条 公的研究費の不正に関する事案について、通報の受付窓口を法人の研究統括センターに設置し、同センターの職員が当該受付窓口を担当するものとする。
- 2 通報は、書面(ファクシミリによるもの及び電子メール等の電子媒体への表示によるものを含む。)、電話又は面談により行うものとする。
 - 3 受付窓口に通報又は通報までに至らない相談があった場合は、その旨を直ちに大学管理責任者、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

(通報の取扱い)

- 第8条 通報は、原則として顕名によるものとし、不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正を疑うに足りる合理的な理由が示されているものを受け付けるものとする。
- 2 前項にかかわらず、匿名による通報があった場合、当該通報の内容によっては顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることがある。
 - 3 通報の受付窓口の責任者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられ

たかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

- 4 会計検査院、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正の疑いが指摘された場合(公的研究費の不正を行ったとする研究者又はグループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。
- 5 通報までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の手続を執る意思があるか否かを確認するものとする。通報の意思が示されない場合でも、統括管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 6 通報者が法人の教職員である場合、単に通報をしたことのみを理由に、解雇や配置転換、その他の懲戒処分等の不利益な取扱いは一切行わないものとする。
- 7 通報の対象とされた者(以下、次条及び第10条において「通報対象者」という。)に対し、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって全面的に研究活動を禁止することはしないものとする。また、同様に解雇や配置転換、その他の懲戒処分等の不利益な取扱いは一切行わないものとする。

(調査の要否の決定)

- 第9条 前条に基づく通報があった場合、最高管理責任者は、通報の受付から30日以内に、通報された不正が行われた可能性、通報内容の合理性、通報内容の調査可能性等について確認し、統括管理責任者、当該大学管理責任者及び事務責任者と協議し、調査の要否を決定する。
- 2 前項の確認を行う場合、必要に応じて、通報対象者に対して関係資料その他必要な書類等の提出を求め、かつ、通報対象者を含む関係者のヒアリングを行うことができる。

(調査の決定等の報告・通知)

- 第10条 最高管理責任者は、前条第1項の決定について、通報の受付から30日以内に、当該研究費の資金配分機関に報告する。
- 2 最高管理責任者は、調査を実施することを決定したときは、速やかに通報対象者(以下、当該通報対象者を「調査対象者」という。)及び通報者に対して調査の実施について通知する。
 - 3 最高管理責任者は、調査を実施しないことを決定したときは、その旨を理由を付して通報者に通知するものとする。また、当該決定に係る通報者又は資金配分機関からの照会等に対応するため、調査の不実施の決定に係る資料等を対象となった研究の終了後(既に終了している場合は不実施の決定のときから)5年間保存するものとする。

(調査委員会の設置)

第 11 条 最高管理責任者は、第 9 条第 1 項において、調査することを決定した場合、調査委員会を設置して当該通報内容を調査するものとする。

2 統括管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告し、協議するものとする。

(調査委員会の構成)

第 12 条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 理事の中から理事長が指名した者 1～2 名
 - (3) 調査対象者が所属する大学の大学管理責任者
 - (4) 監査室室長
 - (5) 総務部、人事部、財務部及び管財部の部長
 - (6) 調査対象者が所属する大学の事務責任者
 - (7) 前三号以外の教職員の中から最高管理責任者が指名した者 若干名
 - (8) 法人と利害関係のない外部の学識経験者の中から最高管理責任者が推薦した者 1～2 名
- 2 前項に定める委員は、通報者及び調査対象者並びに調査対象事項と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会を設置したとき、第 1 項に定める委員の氏名及び所属を通報者及び調査対象者に通知するものとし、当該通知を受けた通報者及び調査対象者は、通知後 2 週間以内に異議申立てをすることができる。
- 4 第 1 項に定める委員について、その選任後、第 2 項に定める除斥原因に該当する疑いのあることが判明したとき又は前項に定める異議申し立ての内容が妥当であると調査委員会が判断したときは、最高管理責任者は、速やかに当該委員の職を解き、必要に応じて、代替の委員を選任するものとし、その旨を通報者及び調査対象者に通知するものとする。

(委員長)

第 13 条 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもってこれに充てる。

2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

(調査の方法)

第 14 条 調査は、指摘された当該公的研究費の受給及び支出の当否について、当該公的研究費の対象研究課題、当該公的研究費の支出先、支出名目及び支出金額等を、関係証拠書類の精査、調査対象者及び関係者に対するヒアリング、その他適宜の方法によって行うものとする。

2 調査に当たっては、調査対象者に弁明及び反証の機会を与えなければならない。

(調査の対象)

第 15 条 調査の対象は、指摘された当該公的研究費のほか、調査対象者が関わる他の公的研究費を含むものとする。

(調査係属中の暫定措置)

第 16 条 調査対象事案の内容及び調査の状況により、調査の完了及びその結果に基づく認定が確定するまでの間、最高管理責任者は、その判断により、必要に応じて、随時調査対象者を含むその関係者に対し、当該調査対象事案に係る公的研究費の使用停止を命ずることができる。

2 第 8 条第 7 項の規定にかかわらず、調査対象事案の内容及び調査の状況により、調査の完了又はその結果に基づく処分が確定するまでの間、理事長は、調査委員会委員長の具申を受けて、調査対象者に対し、就業の制限又は業務の一部執行停止を命ずることがある。

(証拠の保全措置)

第 17 条 調査委員会は、調査に当たって、調査対象事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 18 条 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象事案における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮するものとする。

(認定)

第 19 条 調査委員会は、最高管理責任者が資金配分機関に通報の受付から 210 日以内に最終報告書を提出することができるように、原則として委員会の設置から 150 日以内に、調査によって得られた物的証拠、証言、調査対象者が行う説明、調査対象者の自認等の諸証拠を基に調査内容をまとめ、総合的に判断して、不正が行われたか否かを認定する。

2 前項において、不正と認定した場合は、不正の内容、不正と認定した理由、不正の発生要因、不正に関与した者とその関与の度合、不正使用の金額及び判明した用途、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を明らかにする。

3 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正を認定することはできない。

4 調査の端緒が通報である場合、調査委員会は、不正が行われなかったと認定したときは、併せて当該通報が悪意に基づくものであったか否かについても認定する。この

場合において、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

- 5 調査委員会は、第1項及び前項の認定を終了したときは、直ちに最高管理責任者にその結果を報告する。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告の内容に疑義があるとき又は調査の不備、不足等を認めるときは、調査委員会に対し、回答又は報告を求め、また、追加の調査を指示し、報告を求めることができる。この場合、最高管理責任者は、必要に応じて第12条第1項第2号、同条同項第7号又は同条同項第8号の委員を追加することができるものとし、当該追加の委員は他の委員と共に第22条に基づく調査委員会の解散まで委員の職を務めるものとする。
- 7 調査委員会は、第1項に定める期間に調査が完了しない場合には、中間報告書を作成し、最高管理責任者に提出するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第20条 最高管理責任者は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終調査報告書を資金配分機関に提出するものとする。

- 2 前項に定める期間に調査が完了しない場合、最高管理責任者は、調査の中間報告書を資金配分機関に提出するものとする。
- 3 調査委員会は、調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、最高管理責任者にその旨を報告し、これを受けて最高管理責任者は、資金配分機関に報告する。
- 4 資金配分機関から要請又は指示等を受けたときは、調査の進捗状況等の中間報告を行い、また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査等に応ずるものとする。
- 5 最高管理責任者は、第1項に準じて、調査対象者及び通報者に調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第21条 不正を行ったと認定された調査対象者及び悪意に基づく通報を行ったと認定された通報者は、当該認定を通知した日から2週間以内に、理由を添えて最高管理責任者に不服申立てをすることができる。

- 2 最高管理責任者は、調査対象者による不服申立てがあった場合には、通報者に通知するものとし、悪意に基づく通報を行ったと認定された通報者による不服申立てがあった場合には、調査対象者に通知するものとする。また、資金配分機関に報告するものとする。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、不服申立ての却下又は再調査開始を決定し、最高管理責任者に報告するものとする。

- 5 調査委員会は、前項において再調査開始を決定した場合、その端緒が調査対象者による不服申立てのときは60日以内に、悪意に基づく通報を行ったと認定された通報者による不服申立てのときは30日以内に、先の認定を維持すべきか否かを決定し、認定を取り消す場合は、新たな認定を示さなければならない。
- 6 調査委員会は、前項の再調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 7 最高管理責任者は、第4項により報告を受けた不服申立てについての決定及び前項により報告を受けた再調査の結果を調査対象者及び通報者に通知するものとする。また、資金配分機関に報告するものとする。

(調査委員会の解散)

第22条 調査委員会は、第19条第6項の報告又は同条第7項に係る回答若しくは報告をした後、前条第1項の不服申立ての期間が満了した日をもって解散するものとする。ただし、前条第1項の不服申立てがあった場合は、同条第6項の報告が終了した日をもって解散するものとする。

(守秘義務)

第23条 調査委員会の委員及び事務職員、その他通報又は調査に直接もしくは間接に関与する者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(調査結果の公表)

- 第24条 最高管理責任者は、調査委員会等の調査の結果、不正と認定した場合は、当該不正を行った調査対象者の氏名・所属、不正の内容、公表までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、非公表とすることができる。
- 2 最高管理責任者は、調査の端緒が通報であり、調査の結果当該通報が悪意に基づくものであったことが判明した場合は、当該通報者の氏名等を公表するものとする。
 - 3 不正が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査対象事案が外部に漏洩していた場合、調査結果を公表するものとする。

(不正を行ったと認定された調査対象者等の取扱い)

- 第25条 理事長は、不正を行ったと認定された者及び教職員等で悪意に基づく通報を行ったと認定された者に対して就業規則等に基づき懲戒処分を行う。
- 2 前項の規定は、教職員等の不正によって、法人が直接又は間接に損害を蒙った場合につき、当該教職員等に対し、法人の名において民事及び刑事の法律手続を執ることに何ら影響を及ぼすものではない。

(不正防止計画推進委員会)

第 26 条 公的研究費の不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施するために、統括管理責任者の下に、法人における不正防止計画の推進を担当する不正防止計画推進部署として不正防止計画推進委員会を置く。

2 不正防止計画推進委員会の構成については、別に定める。

(大学における不正防止計画推進部署)

第 27 条 大学における不正防止計画を策定・実施するために、大学管理責任者の下に、大学の不正防止計画の推進を担当する大学不正防止計画推進部署を置き、次に掲げる部署とする。

(1) 日本医科大学 事務局研究推進部研究推進課

(2) 日本獣医生命科学大学 事務局事務部研究推進課

(利益相反に関する自己申告)

第 28 条 公的研究費に研究代表者又は研究分担者として応募する場合は、学校法人日本医科大学利益相反マネジメント規程に定めるところにより、利益相反マネジメント委員会に自己申告をしなければならない。

(直接経費の取扱い)

第 29 条 直接経費の取扱い等については、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学において別に定める。

2 直接経費の管理は、事務責任者がそれぞれ行うものとする。

3 事務責任者は、大学管理責任者の命を受け、直接経費の使用実態と法令、この規程を含む関連規程との整合性等について確認し、必要に応じ当該研究者に改善を求めるものとする。

4 研究者は、前項に定める改善措置を求められた場合、事務責任者に協力し、必要な改善措置を講じなければならない。

(間接経費の取扱い)

第 30 条 研究者等は、交付を受けた公的研究費のうち間接経費について、所属する大学へ譲渡するものとする。

2 間接経費の取扱い等については、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学において別に定める。

(公的研究費の預託)

第 31 条 公的研究費の受入れ口座名義は、法人又は日本医科大学若しくは日本獣医生命科学大学が定めるところによる。

(検収責任者等)

第 32 条 公的研究費の適正な運用を図るため、事務職員の中から、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学に、公的研究費により納入を受けた物品及び提供を受けた役務等(以下「納入物品等」という。)に関する検収責任者をそれぞれ置き、また、研究者が在籍する所属毎に納入物品等を検収する検収担当者を置くものとする。

- 2 特に必要と認めるときは、事務職員以外の職員等を納入物品等を検収する検収担当者として置くことができる。
- 3 検収責任者及び検収担当者は、所定の手続きにより、理事長が任命する。

(検収)

第 33 条 公的研究費による納入物品等に関する検収については、資産備品及び物品の購入に関する規則その他の定めるところによる。

- 2 検収担当者は、必要に応じて関係者の立会いを求めることができる。

(取引業者への対応)

第 34 条 不正な取引に関与したと認められた取引業者に対しては、一定期間の取引の停止又は以後の取引の中止を行うことができる。

- 2 統括管理責任者又は大学管理責任者は、一定の取引実績(回数、金額等)やリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に対し、本法人等の規程等を遵守し、不正に関与しない旨等を内容とする所定の誓約書の提出を求めるものとする。

(内部監査)

第 35 条 監査室は、研究者等並びに日本医科大学、日本獣医生命科学大学及び法人本部に対し、公的研究費に係る証憑書類等の監査、資産備品等の実地調査のほか、管理体制の整備の検証を行うものとする。

- 2 内部監査は、前項のほか、学校法人日本医科大学内部監査規程に定めるところにより実施するものとする。
- 3 監査室は、不正防止計画推進委員会と連携して、不正発生要因の排除に努めるものとする。

(相談窓口)

第 36 条 研究者の事務処理手続きに関し、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学に相談窓口を設置し、次に掲げる部署とする。

- (1) 日本医科大学：事務局研究推進部
 - (2) 日本獣医生命科学大学：事務局事務部研究推進課
- 2 相談窓口は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する学内外からの照会等に対応し、研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(準用)

第 37 条 公的研究費以外の研究費に係る不正について通報があった場合は、この規程を準用するものとする。

(補則)

第 38 条 この規程の運用については、その時点における最新の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定)その他の関係行政指針等の趣旨に悖ることがないように留意しなければならない。

(改廃)

第 39 条 この規程の改廃は、理事会の議決を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 日本医科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規則及び日本獣医生命科学大学における公的研究費の管理・監査に関する規則は、平成 21 年 3 月 31 日をもってこれを廃止する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。